

令和 7 年 2 月

美里町教育委員会定例会議事録

令和7年2月教育委員会定例会議

日 時 令和7年2月27日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階202会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	留 守 広 行
2 番	委 員	岡 文
3 番	委 員	大 森 真智子
4 番	委 員	佐々木 忠 夫

欠 席 者 なし

説 明 員 教育委員会事務局

事務局長兼

教育総務課学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課長兼郷土資料館長

兼南郷学校給食センター長 齋 藤 寿

教育総務課学校教育支援室長 大久保 賢 二

教育総務課学校教育環境整備係長 鎌 田 拓 也

教育総務課学校教育支援係長 森 陽 祐

教育総務課主幹 高 橋 貴 子

教育総務課社会教育係長 阿 部 毅

教育総務課学校教育支援専門員 伊 藤 淳

傍 聴 者 1 名

議事日程

- ・ 令和7年1月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議席の制定

第 2 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 3 教育長報告

- 第 4 報告第 6 0 号 美里町新中学校整備等事業について
 - 第 5 報告第 6 1 号 令和 6 年度美里町議会 3 月会議について
 - 第 6 報告第 6 2 号 学力向上事業について
 - 第 7 報告第 6 3 号 いじめ・不登校対策事業について
 - 第 8 報告第 6 4 号 区域外就学について
 - 第 9 報告第 6 5 号 指定校変更について
 - ・ 協議事項
 - 第 1 0 特別な支援を必要とする児童生徒の就学先について
 - 第 1 1 美里町立中学校の部活動の方針の改正について
 - 第 1 2 令和 7 年 4 月 1 日から施行する規則等について
 - 第 1 3 補助執行の協議について
 - 第 1 4 美里町学校運営協議会規則（案）について
 - 第 1 5 美里中学校学校運営協議会委員の選任について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 令和 7 年 3 月教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和 7 年 1 月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議席の制定

第 2 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 3 教育長報告

第 4 報告第 6 0 号 美里町新中学校整備等事業について

第 5 報告第 6 1 号 令和 6 年度美里町議会 3 月会議について

第 6 報告第 6 2 号 学力向上事業について

【以下、日程第 10 まで秘密会扱い】

第 7 報告第 6 3 号 いじめ・不登校対策事業について

第 8 報告第 6 4 号 区域外就学について

第 9 報告第 6 5 号 指定校変更について

- ・ 協議事項

第 10 特別な支援を必要とする児童生徒の就学先について

第 11 美里町立中学校の部活動の方針の改正について

第 12 令和 7 年 4 月 1 日から施行する規則等について

第 13 補助執行の協議について

第 14 美里町学校運営協議会規則（案）について

第 15 美里中学校学校運営協議会委員の選任について

- ・ その他

行事予定等について

令和 7 年 3 月教育委員会定例会の開催日について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） では、これより会議を始めていきたいと思います。

ただいまから令和7年2月美里町教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は、教育長含めまして5名でありますので、委員会は成立いたしております。

説明員としまして、事務局長、教育総務課長、学校教育支援室参事兼室長、担当係長、指導主事が出席いたしております。また、一部事項につきまして、担当の職員が参りまして説明をすることになりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは会議を行います。

令和7年1月に行いました教育委員会定例会の議事録の承認についてでございます。

説明、よろしいですか、係長。いいですね。事前にお配りして、点検をしていただいたものと考えておりますが、この会議録についてご異議ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないということでございますので、会議録は承認という形を取らせていただきたいと思います。では、担当のほうで所定の手続をお願い申し上げます。

日程 第 1 議席の指定

○教育長（大友義孝） 日程第1、議席の指定についてを行いたいと思います。

これまで、佐藤キヨ委員が2番委員に就任していただいております。今日、岡委員については2番委員の席にお座りいただいておりますが、そういった形で継続といいますか、そこに入っていただく議席ということでよろしいかどうか、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。どうでしょうか、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、承認をいただきましたので、1番に留守広行委員、2番に岡文委員、3番に大森真智子委員、4番に佐々木忠夫委員に議席を指定をさせていただきたいと思います。

なお、留守広行委員には、教育長職務代理者を兼任していただいておりますことを申し添えさせていただきます。

ありがとうございました。

日程 第 2 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、教育長から指名させていただきます。

今回は、1番留守委員、2番岡委員にお願い申し上げます。

報告事項

日程 第 3 教育長報告

○教育長（大友義孝） 報告事項に入ります。

日程第3、教育長報告を議題といたします。

事前に配付させていただきました教育長報告の資料に基づきまして、若干説明を加えさせていただきますと思います。

1ページ目、表紙のほうであります、(1)から(3)までは、幼稚園・保育所長会の連絡事項です。(2)につきましては町内の小中学校の校長会議の連絡事項です。(3)につきましては小中学校の教頭会の連絡事項になります。資料のほうは割愛させていただいている部分がございますので、ご理解をいただければと思います。

(4)では、北部教育事務所管内の教育長連絡会がございました。ここで括弧がちょっと余計なところが入っておりましたので、申し訳ありませんが削っていただきたいと思います。

1月30日に行われまして、今年度最後の教育長連絡会ということでありました。その中で申し上げたい点が1つございます。

令和6年度の北部管内の教育長連絡会の役割分担のほうと、令和7年度の役割分担が少し変わります。この表を見ていただきますと、下のほうにページ振ってあるんですが、14ページのところをちょっと見ていただきたいと思います。

令和7年度、来年度の分ですね。これが、1つは連絡会の事務局そのものが今は大崎市だったんですが、これが栗原市に移ることになります。

そして、下の段を見ていただきますと、教科用図書の採択協議会というのがありまして、こ

ちらはこれまでは栗原市で事務局を担っていただきましたが、次年度からは大崎市のほうでのことになります。

結核対策協議会の部分については、これは大崎地区のみでありますので、これまでと変わりありません。

それで、外国人児童生徒支援連絡協議会というふうに、これが新たに設置をしたところでございます。なぜこういうことになったかといいますのは、13ページのところを見ていただきますと、外国人の児童生徒の数がやはり増えてきております。そこで、美里町としましては、一部の中学校に県の国際化協会から応援をいただいていたわけなんですけど、次年度からはこれが少しお金がかかっていくということになってまいりました。それで、この間接補助をいただくことにもなりますので、そのいただく際に、協議会をつくることが原則となりました。したがって、これから大崎市でもこれから導入していくようなんですが、2市4町でこれから先、恐らく利用していくだろうということで、2市4町の構成でもって、外国人児童生徒支援連絡協議会を構成するということにしたいというお話でございました。

この要綱等につきましては、15、16ページにありますけれども、この協議会そのものに対しての負担金は求めないということで、会の設立だけをしていくということになります。補助金を受けるのは、それぞれの市町村で受けることになりますので、そういった流れを受けるためにも、これが必要になったということでございます。

宮城県の国際化協会、MIAがあるんですけども、やはり学校に送り出す人員が不足しているということと、それから派遣している職員さんの人数もやっぱり多くなっているという部分もありますので、次年度からこういった切替えをするということのようでございます。

したがって、美里町の新年度予算についても、この負担金を求められますので、これについても予算要求をかけて、今度の予算の中に盛りさせていただいているというところもございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、もうすぐ3月になるわけですが、令和7年4月1日で各小中学校に配置される異動職員の内示、内々示等々がございます。日程が示されてまいりましたが、所長の2ページというところに内々示が3月5日となっております。夕方4時以降にこちらから校長に伝達をし、校長先生から該当の先生方に対してお話があるということでもあります。

いろいろと学校教育支援係長のほうと相談させていただきまして、3月4日から美里町議会が始まりますので、3月3日にしかその内々示書が来ないんですね。それで、3月5日に校長先生がやるためには、私は議会に出席中なので伝達できないんです。毎年同じなんですけれど

も、タイミング的に。それで、校長先生方にこちらにおいでいただいて、厳封した書類を校長先生に差し上げると。ですから、4日の夕方以降という形で校長先生方には伝えてございます。

それから、伝達方法等についてもあわせて提示しておりますので、説明しながら本来渡すんですけれども、今回もできないということになりました。

それから、内示の発表の日程については、14日から19日とありますけれども、まだ日程が定まっていません。恐らく、今日、明日固まるということに聞いております。ただ、新聞報道だけは予定じゃなくて決まっているんですね。夕刊は24日、朝刊が25日となっているようでございます。

それぞれ異動希望された先生方が、希望に添えるかどうかですね。教育事務所、いろいろ協議して、学事班のほうで調整作業をしていただいております。希望にかなえばそれにこしたことはないんですが、なかなか難しい面もあるとお伺いしております。

それから、もう1点、加配制度の関係なんですけれども、加配制度の内容がいろいろと変わって厳しくなっています。厳しくなっているのは宮城県だけかということではなくて、全国そうで、文部科学省からの人件費に対する補助金の部分で結構しわ寄せがあるということで。いろいろな加配制度を採る際に、研究指定校にならないと加配が採れないというふうな案件なんかも多々目につくようになってきました。そういう関係で、4月から開校する美里中学校なんですけれども、いろいろな形で先生主体に申請書をつくっていただきまして申請したところでありまして。今、何とも、内々示もない中でなかなか言えないところもあるんですが、実際見合い定数は30人になります。加配の部分については、これが8人くらいの加配で今想定をしているということでありまして、もう3月になりますから本当は色々決めていかなきゃないし、今朝も室長といろいろ話したんですが、時間割ですね、これが組めないんですよ。そういった課題もありますので、ちゃんと急ピッチで、人事の提示しないとなかなか進んでいかないということもありますので、議会4日から始まりますけれども、並行してそれをやっていく必要があるということだけ、委員の皆さんにご理解いただいております。

それから、表に戻っていただきまして、(7) 美里町の防災会議・水防協議会というのが開催されました。ハザードマップの改訂がありまして、3月にもう一度ハザードマップの正式なものを協議するということになりました。これは、この中に美里中学校の部分なんかも今度、避難所の部分で入ってくる可能性もありますので、そういったところを併せて3月に行いたいという内容でございました。

それから(9) 中学校の部活動の地域移行の関係です。これは、まちづくり推進課のほうか

ら校長会議のときにお示しをいただいた資料を添付しております。基本方針の案というものと、基本的な進め方という部分をお示ししておりますので、一読いただければと思います。

(10) につきましては、2025姉妹都市ウィノナ訪町団の受入れということで、4月15日から美里町に入ってこられます。実際、4月17日、3日目に本町役場庁舎に到達することをございます。また、佐々木忠夫委員にはいろいろとご協力をいただくことになっているようでもございますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

私からの報告事項は以上のとおりということになりますが、何かここでご質疑、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。会議の中であっても、後ほどでも構いませんので、お気づきの点があったらどうぞお申し付けいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、報告は以上のとおりです。これをもって、報告済みとさせていただきたいと思います。

日程 第 4 報告第60号 美里町新中学校整備等事業について

○教育長（大友義孝） では次に、日程第4、報告第60号 美里町新中学校整備等事業についてを議題といたします。

では、説明をお願いいたします。鎌田係長お願いします。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 報告第60号 美里町新中学校整備等事業についてご報告申し上げます。

現在の建設工事業務の状況をお示しさせていただいております。

建設工事業務は予定どおり進んでおり、業務は既に完了しております。

令和7年2月28日、明日、施設の引渡しとなります。引渡し以降は、購入備品の搬入や既存中学校からの引っ越し作業を実施してまいります。

また、今後の主な行事といたしましては、3月3日に竣工式、9日に内覧会、25日に新1年生の1日入学体験、26日に新2・3年生の説明会を予定するとともに、4月に入りまして10日に開校式と始業式、11日に入学式を行う予定としております。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） では、説明は以上です。質疑、ご意見ございませんでしょうか。特段、よろしいですか。

ちょっと気になっていたんだけど、4月10日の開校式と始業式、ダブルであるわけですが、2・3年生対象なんだけれども、開校しないと迎え入れられないということからなんですが、この開校式そのものについて委員さん方の出席はどうなのかなと思って、ちょっと気になっていたんです。今の考えでいいですけども、もし分かれば。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 開校式には委員の皆様に出席いただきたいと考えてございます。

○教育長（大友義孝） いただく（「はい」の声あり）分かりました。どの程度のものにするか、式典そのものについては前からあるお話で、5月の連休明けぐらいを考えているということなんですが。開校式そのものについての、まだ流れはこれからということですね。ただ、委員の皆さんにはご出席をいただきたいということでよろしいですね。（「よろしいですか」の声あり）どうぞ。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） この件につきまして、当然、教育委員会の皆様のご意見で進めるということになるのではないかなと思いますので、形として、事務局といたしましては、開校するときですね、皆さんに来ていただいて、儀式的な形でやりますので、町長あと教育委員会、ここがしっかりそろった中で開催できればと思っておりますので。それでよろしければ、そのような形で進めたいなと。

あと、来賓というんですかね、来賓をどこまで呼ぶかというところもございまして、基本的には、これまでのそれぞれ呼んでいる方々を全部呼ぶとなると非常に多い数になると。例えば、行政区であれば66あります。66人。あとは民生委員も同じぐらいいらっしゃいます。ということでもう100人を超える人間になります。あとは議員さんとかもろもろいらっしゃいますので、そういうところにつきましては、どうしても、皆さん来てはいただきたいとは思いますが、精査をして、整理をして、あとちょっとご提示させていただいて、そしてこれぐらいというところを定めて進めさせていただければなと思いますので。ちょっと、その辺は事務局で案というか、その文を作ってお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。

一番大事な行事というか、それが節目ということになると思いますのでね。町長から、校旗いつもらえるのかなと思って心配していたので。それが一番なのかなと。返却をいただいたのはいいんですけども、校旗、今度新しいのもらわないことには開校できないなと、そこなのかなと思っていました。

じゃあ、改めて案を作成して（「そうですね」の声あり）委員の皆さんにいろいろご意見を

頂戴して。そういうことでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、報告第60号につきましては、報告済みとさせていただきます。ありがとうございました。

日程 第 5 報告第61号 令和6年度美里町議会1月会議について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第5、報告第61号 令和6年度美里町議会3月会議についてを議題とさせていただきます。

では説明を、教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤寿） 令和6年度美里町議会3月会議につきましてご報告申し上げます。

美里町議会3月会議は、3月4日火曜日から3月19日水曜日までの期間で開催される予定となっております。

3月会議における教育委員会関連の議案といたしましては、令和7年度予算のほかに専決処分報告が1件、条例改正が2件、そして一般会計予算の3月補正となります。なお、令和7年度予算につきましては、2月10日に開催されました教育委員会臨時会におきまして説明をさせていただいているところでございます。

お配りしております資料の1ページをご覧ください。

専決処分の報告について（専決第5号）、損害賠償の額を定め和解することについてでございます。

議案提出の理由といたしましては、令和6年9月4日に南郷中学校で発生した物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2号の規定により議会に報告するためのものでございます。

本件の概要を説明させていただきます。

1、損害賠償の内容といたしましては、破損した相手方の所有の自動車の修理代金等を支払うものでございます。

2、相手方に対する損害賠償額については、43万7,118円となります。

3、事故の状況ですが、令和6年9月4日水曜日の午前10時30分頃、南郷中学校におい

て業務員が刈払機による除草作業をしていた際、飛び石を発生させ、校庭脇の通路に駐車していた相手方が所有する車両の助手席側後部座席の窓ガラスを破損したものでございます。

専決年月日は、令和7年2月17日でございます。

続きまして、2ページ目をご覧いただきたいと思います。

美里町学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例です。

こちらは、10月の教育委員会定例会において説明をしておりますが、その時点では調整中でありました開放する施設について調整がつきましたので、改めてご説明させていただきます。

議案提出の理由といたしましては、小牛田中学校、不動堂中学校及び南郷中学校を廃止し、新たに美里中学校を設置することに伴い、開放する施設について所要の改正を行うものでございます。

本件の概要を説明いたします。

1、開放する施設については、中学校の廃止及び設置に伴い、第2条に規定する開放する施設を改めるものでございます。

改正前の小牛田中学校の運動場、体育館、屋外照明設備、不動堂中学校の運動場、体育館、武道場、南郷中学校の運動場、体育館、武道場を、改正後の美里中学校の運動場、体育館、武道場に改めるものでございます。

2、使用料については、小牛田中学校にありました屋外照明設備が新設の美里中学校にはないため、料金の表から削ります。改正後は、運動場、体育館、武道場が残ることになりますが、使用料についての変更はございません。

施行期日は、令和7年4月1日といたします。

続きまして、3ページをご覧ください。

美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、2月の教育委員会臨時会において説明をしておりますが、3月議会に提案するに当たりまして再度説明させていただきます。

議案提出の理由といたしましては、食材価格の高騰により美里町学校給食費に関する条例施行規則に定める学校給食費の1食当たりの単価を値上げしたいことから、美里町学校給食費に関する条例に定めております学校給食費の年額の上限を改定するものでございます。また、学校給食を調理する業務の委託を受けた者が、学校給食の実施対象であることを明確にするため所要の改正を行うものでございます。

本件の概要を説明いたします。

学校給食費の年額の上限につきましては、美里町学校給食費に関する条例において定めております。また、学校給食費の額につきましてはその年額の上限額を超えない範囲で、学校給食費の額を美里町学校給食運営審議会の答申に基づきまして、美里町学校給食費に関する条例施行規則において定めているところでございます。

1、給食費年額の上限額の改定についてですが、食材価格の高騰に伴い学校給食の1食当たりの単価を値上げすることが必要な状況となっております。

表1のとおり、学校給食費の1食当たりの単価を60円値上げいたしますと、条例で定めております年額の上限を超えることとなります。このことから、条例で定めている年額の上限額について、表2のとおり改定させていただくものでございます。なお、表2の給食費の年額の上限については、表1の給食費の単価に給食提供日数の205日を掛けまして、さらに1,000円未満を繰り上げる形で算出しているものでございます。

令和7年度の給食費の改定に当たり、その手続の流れといたしましては、まずは3月議会におきましてこの条例の改正を行い、承認を受けた後ですね、3月の教育委員会定例会において施行規則において給食の単価の改正を行う流れとなります。

次に、2の給食の実施対象に係る規定の整理につきましては、現行の給食の実施対象が幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒及び教職員のほかに、括弧書きで学校給食を調理する者を含むとなっておりますが、その括弧書きの部分を、学校給食を調理する業務の委託を受けた者と明確に規定するような形に改正させていただくものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日といたします。

最後に、3月補正予算について概要を説明させていただきます。資料はございません。口頭で説明をさせていただきます。

3月補正予算につきましては、歳入は国県の補助金の額の確定及び給食費などの歳入の見込額に基づきまして、歳入予算を補正させていただくところでございます。また、歳出は各予算の減額補正が主なものとなります。

一部、増額補正となりますのは、奨学資金の貸付事業基金の利子が確定しましたので、その積立金として7,000円、図書館の会計年度任用職員の保険料、共済組合費等の不足分の5万2,000円、こちらは増額ですが、それ以外のものにつきましては不用額となる執行残額や契約請け差などについて予算を減額させていただくものでございます。

以上、令和6年度美里町3月会議に関する報告とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございました。あわせて、課長、一般質問のやつは委員さん

にお配りしていただいていたんだね。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤寿） 追加で説明させていただきます。

なお、前回の臨時会の中で説明させていただきました町長の施政方針なんですが、最終案ができましたので、あとお配りさせていただきたいと思います。

また、一般質問につきまして、教育委員会に関連する部分としてお二人の議員さんから質問をいただいております。その部分についてもお配りしたところがございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、議会3月会議の内容について、ただいま報告をいただきましたが、委員の皆さんからご質問等ございますか。よろしいですか。

ちょっと長い会期になっていますんで、一般質問も丁寧に答えていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では、以上で報告第61号については報告済みとさせていただきます。

日程 第 6 報告第62号 学力向上事業について

○教育長（大友義孝） では次に、日程第6、報告第62号 学力向上事業についてを議題いたします。

では、指導主事のほうからお願いいたします。

○教育総務課主幹（高橋貴子） 報告第62号 学力向上事業について報告いたします。

1、令和7年度指導主事学校・園訪問について

（1）指導主事訪問の実施方針につきましては、お読みください。

（2）訪問の形態と内容。今年度までの訪問形態とは変わり、一般訪問、伴走支援型訪問、指定校訪問からなる5つの形態から希望する形になりました。

美里町の幼稚園、小中学校はA訪問を希望し、決定した各校・園の来年度の指導主事訪問予定が（3）になります。

（4）町内小中学校の取組。今年度から美里町授業づくりスタンダード（通称まちコスタディ）への本格的な取組を始めました。指導主事学校訪問で指導された内容について、町内の幼・少・中学校で共有をしてきましたが、共通認識の下に実践を積み重ねることは難しく、課

題が残りました。そこで、来年度は学力向上推進委員会を要とした取組に力を入れ、改善を図りたいと考えます。

（５）年間の計画案に記載のとおり、学校訪問の日程を大まかに３期に分け、学力向上推進委員会において指導を受けた内容の共有や、自校の実践に生かす内容を確認するとともに、例えば２回目の学力向上推進委員会で話し合った内容は１０月の学校訪問に、３回目の学力向上推進委員会で話し合った内容は１１月以降の学校訪問に生かされるようにし、町内全校に確実に共有が図られることと、美里町全体の学力向上につなげていきたいと考えております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今年からまちコスタディ、取り組んでまいりましたが、今報告がありましたように課題が残ったということでございました。それを受けて、次年度こうこうしていきたいというようなところを案で示させていただいているところでございます。指導主事訪問は全てＡ訪問でお願いしていきたいということでございますので、委員の皆さんにご理解をいただければと思います。あわせて、毎月のように報告がなされてきますので、それを委員の皆さんでチェックをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件に関して、委員の皆さんから何かご意見等ございますでしょうか。特段よろしいですか。佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木忠夫） 課題が残ったという話でしたね。具体的にどんなところが課題として残ったか。

○教育総務課主幹（高橋貴子） １ページ目の（４）３行目の「しかし」のところからにもちょっと関係するんですけれども、やはり一斉授業からなかなか抜けられない授業であったり、そういう形も多かったので、子供たちにもっと委ねる授業ですとか、あとは授業の狙い、ターゲット、ゴールをしっかり明確にした授業をといたことが、検討会なんかで、指導していただく内容が、いつも重なることが多かったので、なかなか、共有はして次こういうところに気をつけてやっていきたいと思います、共有を図っているんですけれども、共通意識の下にというところが課題だと感じております。

○教育長（大友義孝） 各学校でいただいた、指摘をしてもらっているんですけれども、同じ指摘を複数の学校でいただいていたりなんかしたんですね。だからそこをね、まちコスタディ、せっかくなつくって動いているんだから、共通認識をした上で進めていきたいという狙いがあるんだけれども、どうなんでしょう、今年１年目、初めてまちコスタディつくって、実践してき

たわけなんだけれども、軌道にまだ乗らないという形なんですよね。アドバイスあればぜひ、いただきたいと思いますけれども。

○委員（佐々木忠夫） 同じような報告ということは、やっぱり、始まる前の段階で、何というか見切り発車しているというか。なぜこれをするのか、どうしたらいいのかという話、それが十分、始まる前の段階でできていないということが大きいような気がするんですけれども。それってなんか、ものをやるときにそれをやってはだめだろうと、私は思うんですが。なかなか、学校の先生方忙しくて時間がないので大変だろうとは思いますが。やっぱりスタート以前の段階での準備不足かなという気が非常にするんですけれども。

○教育長（大友義孝） 学力向上推進委員会そのものの回数も今回増やす、令和7年度増やしていこうという考え方なのね。

○委員（佐々木忠夫） 実際に、授業とかなにかをする先生方でも、話し合いとか不十分だとかね、イメージとして足りない過ぎるのかなと。それからやっぱり、そのための資料が、先生方の手元にないのかなという気がすごくするんですね、話を聞いていると。そういう点では、いろいろな研修をしていく必要があるのかなんては思うんですけれども。

一例ですけれども、近々あるんですけれども、3月1日、2日と学びの共同体国際会議があります。日本の人はオンラインで全部無料で聞けるので、ただ土日なので、先生方の個人の意思に任せるしかないんですけれども。それがあります。国際会議なので、いろいろな人がいて、同時通訳もつくらしいので、日本語でも聞けると思いますので。後で資料を。

○教育長（大友義孝） ご意見ありがとうございます。先生方も1日、2日お休み（「そうです、土日です」の声あり）オンラインでということは、見たいということになれば、

○委員（佐々木忠夫） 申込みをして、あとは、多分オンラインのURLが送られてくるので、それで視聴できますので、自宅でもできますし。

○教育長（大友義孝） なるほど、こういった活用なんかもあるということですね。ご意見をいただきました。今、佐々木委員から言われた部分を含めて、いろいろと次年度に向けて案を作成してお願いしていきたいと思いますので、頑張って学力向上策練っていきましょうということですね。ありがとうございました。

よろしいですか。いいですか。今日はいいのね、次から。どうぞ。

○委員（岡文） 先生方の授業改善をしていくのは、すごく先生方、意識を変えるという点から時間がかかります。イメージだけではなくて、いろいろな、今求められている授業というのを見たり、あと今佐々木委員がお話ししたように様々な研修会で情報を得ながらということと

でも大事なんですけれども、まちコスタディを立ち上げたというところですので、これを浸透するまで根気強く取り組んでいただければと思います。そして、成果はぼんっとは出ないんですけれども、じわじわと子供たちのための授業に変わっていくと信じて、しっかり、教育委員会が主導で取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。すごく前向きなご意見頂戴しましてありがとうございました。

では、以上でこの日程第6につきましては終了ということにさせていただいてよろしいですか。ありがとうございました。

では、ここで暫時休憩を挟みたいと思います。5分間。再開は2時25分ということにさせていただきます。では休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時25分

○教育長（大友義孝） 再開いたします。

日程の第7からになりますけれども、7、8、9そして協議事項の日程第10までは秘密会とすべき内容であると考えているところです。委員の皆様方にお諮りをいたします。

日程第7から日程第10までは秘密会としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようですので、この日程第7から日程第10までは秘密会とさせていただきます。

【秘密会】

○教育長（大友義孝） ここまでが秘密会ということでございました。これより公開の会議に戻したいと思います。

暫時休憩を、一、二分入れますので。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○教育長（大友義孝） 再開いたします。

協議事項

日程 第11 美里町立中学校の部活動の方針の改正について

○教育長（大友義孝） 協議事項の日程第11、美里町立中学校の部活動の方針の改正についてを議題といたします。

まず、内容説明をお願いいたします。森係長、お願いいたします。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 部活動方針の改正についてご説明いたします。

国、県のガイドラインの改正に伴いまして町の部活動方針を改正するものでございます。こちらの改正を4月から施行するに当たりまして、3月の定例会で正式にお諮りいたしますけれども、その前に現状の案をお示しするものでございます。

まず、改正の経緯についてでございます。

部活動の方針につきましては、国、県が平成30年、31年に方針を策定いたしております。こちらに基づき美里町の部活動の方針を策定して、現在もこれに従って部活動をしているというところです。

令和4年12月に、スポーツ庁が部活動の地域移行の部分も含めた新たなガイドラインということで、学校部活動と地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインを策定しております。こちらに基づきまして、県においても令和5年3月にガイドラインを全面改正しているということです。

今回、美里町でもこの国、県のガイドラインの改正に伴って、それに合わせた形で町の方針を改正するというものです。

主な方針の骨子の部分なんですけれども、先ほどお話ししたとおり国、県は部活動と地域クラブ活動、地域移行された後の活動の部分を一体的に、大きな二本立てとして方針を策定しております。本町では、地域クラブ活動、地域移行後の活動については、町長部局のまちづくり

推進課で所管しますので、教育委員会としては学校部活動の部分だけを改正することになります。

次に、構成なんですけれども、下のほうの表にお示ししたとおり項目自体がかなり大きく変わっております。ただ、内容につきましてはそれほど大きな変更はございませんでして、休養日の設定、活動時間の設定についての部分は大きな変更はないということです。

改正案の4、5、6あたりのところが地域移行の関連で追記された部分になります。こちらでも町の方針に盛り込んであります。

続きまして、方針の主なこのところをご説明いたします。

4 ページ目をお開きください。

まず、学校部活動に関する方針の策定ということで、町の方針に基づき校長が学校の方針を策定し、それに基づいて各部の顧問が計画を策定すると。こういう部分が規定されております。

次に、4 ページの下のほう、適切な指導の実施ということで、指導に当たっての留意点をこちらに規定してございます。体罰やハラスメントなどがないようにするということや、成長段階にある生徒の特性に応じた指導をするというような部分ですね、規定されてございます。

次に、3の適切な休養日及び活動時間等の基準のところ、こちらの①休日の部活動についてというところで、ここも町の独自の部分として追記をいたしております。部活動は原則として平日のみの実施とし、土日祝日は実施しないと。ただし、ハイシーズンについては休日も実施すると、こういうところで、まずこの大きなところを規定して、それに合わせた形で、次以降の項目も整理しております。

休養日の設定については、平日1日、休日1日とするということ。それから、次のページになりますが、6 ページ目の④のところですね、1日の活動時間、平日が2時間程度、休日、休養日は3時間程度とするというところで、ここも従前のとおりとしております。

6 ページの下のほう、生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動の整備ということで、こちらでも地域移行の内容を踏まえた内容になります。様々な、生徒の多様化したニーズに応えるというのが地域移行の目的の一つでございますので、その部分に合わせた内容になっております。

5 番の地域連携につきましても、当然ながら、地域のスポーツ少年団やクラブと連携していくということを規定しております。

6 番の教職員のワークライフバランスの実現というところで、こちらでも働き方改革に留意していくことを規定してございます。

大まかなところは以上となります。この内容については、各学校にも確認を流しておりまして、それを踏まえた上で再度3月の定例会に提出したいと考えております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。方針を確定するのが、来月の教育委員会で確定するということで、それまでの間、学校照会を今しているということですね。（「学校に流しています」の声あり）委員の皆さん方も見ていただいて、今回前振りしておりますので、気づいた点があればその都度、支援室の森係長まで連絡いただければ修正をしたりとか、いろいろやっていきたいと思いますので。そういう形でいいですね。

これ、基本的に方針の確定ということは、総合教育会議は要らないんですね。どうなんだろうね。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 地域クラブ活動はクラブ活動で町長部局でも策定していますので、それはそれで。こちらは学校部活動ということで。

○教育長（大友義孝） 学校のほうだということで。いいんだよね。

もし、この場で何かご意見があればお伺いしたいと思うんですけども。じゃあ、よろしければ、さっき話したように気づいたらすぐで構いませんので、連絡お願いしたいと思います。

では、日程第11については終了させていただきます。

日程 第12 令和7年4月1日から施行する規則等について

○教育長（大友義孝） 次に、日程第12 令和7年4月1日から施行する規則等についてを議題といたします。

では説明を、森係長から説明をお願いします。

○教育総務課学校教育支援係長（森陽祐） 4月1日から施行する例規についてご説明いたします。

規則ですね、大きく4本の施行を予定してございます。これも3月の定例会に正式な審議案件として出して、そこで決定ということになるんですけども、あらかじめご説明するところでございます。

まず、学校運営協議会規則を新規制定することについては、この後別の協議事項として詳しく説明を、阿部係長のほうからいたします。

2点目の、美里中学校の開校に伴う関係規則の整理に関する規則ということで、こちら関係する4本の規則改正を行うでございます。

3点目が、学校給食費に関する条例施行規則、単価改正によるものでございます。

4点目の美里町招致外国青年就業規則については、こちらALTの就業規則を定めたものになります。ALTの派遣元、あっせん元であります自治体国際化協会から、報酬の引上げについて通知がございましたので、それに伴いまして改正をいたします。おおむね5万円から3万円くらいですね、年数に応じて引上げを行います。

次に、主な内容を説明いたします。

2ページをお開きください。

教育委員会組織規則、美里中の開校に伴う整理規則のうち、まずは組織規則の改正です。

こちらは、まず6条で室の設置に関する規定を改正しております。学校教育環境整備室が開校に伴い役割を終えて廃止になり、地域学校連携室を新たに設けるというものでございます。

9条以下ですね、若干の分掌事務の改正を行っております。

3ページをお開きください。

中ほどにあります地域学校連携室の分掌事務についてでございます。大きく4点ございます。学校運営協議会に関する事、地域学校共同活動に関する事、学校評議員に関する事、そして生涯学習の推進に関する事ということで、4つの所掌事務を規定しています。

16条では、町立学校の設置の名称と位置を規定しております。ここが美里中学校に改正するということです。

4ページ目をお開きください。

教育委員会処務規則の改正です。こちらは、学校で発する文書の文書番号ですね、その規定になります。

次に、5ページ目をお開きください。

学校の通学区域に関する規則の改正です。こちら、3中学校の区域を美里中学校にして、通学区域としては町内全域と規定するものでございます。

6ページ目をご覧ください。

学校教育環境審議会条例施行規則の改正です。こちらは、美里中学校の開校に直接関係するものではないんですが、改正前の3条第3項に小牛田中学校区、不動堂中学校区、南郷中学校区という文言がございますので、ここが引っかかっていて改正が必要になります。こちらの審議会は、もともと学校の統廃合を検討するために設置された審議会でございますので、中学校の

統合も踏まえて町内全域から委員を委嘱するという趣旨でこのような規定になっておったんですけれども、今後この審議会を開くに当たり、必ずしも町内全域で集めるとは限らないと、こういうことも考えられますので、この部分削除というふうに、なくしております。なお、委員の委嘱の基準ですとか、委員全体の定数については条例で規定になりますので、この部分、この条についてはなくても支障がないと、こういうところです。必要であれば、その都度改正をしていくということがよろしいかなと考えております。

次に、7 ページ目、給食費の規則についてです。

7 ページの部分はちょっと文言整理の部分になりまして、重要なのは8 ページになります。

以前からお話ししていた内容なのですが、別表の第5、給食の単価の改正です。幼稚園、小学校、中学校それぞれ60円ずつ、1食当たりの単価を改正しております。この部分の、保護者負担分を据え置くという規定の根拠として、表の上、附則4項、給食費の額の特例という条文を設けております。ここで、読替規定ですね、改正後315円を255円に読み替えるというような形で、前の金額で当分の間は行きますということを規定しております。

次に、10 ページ目は、先ほどご説明したとおりALTの報酬の額の改正となります。

説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。正式には、これも3月の定例会で議決、承認をいただいてという形になります。内容をちょっと確認をしていただくために、前振りで提出させていただきました。

もう1件ですね、教育総務課長から説明がありますので、お願いします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤寿） すみません、本日の資料には間に合わなかったんですけれども、美里町スクールバス運行規程というのがございまして、こちらの中に幼稚園、小学校の園児、児童が対象となつてはいるんですが、現在のところ中学校の生徒は対象となっておりませんので、そちらの追加及び中学校の運行路線を追加する必要がありますので、こちらにつきましても3月の定例会で併せてご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 相当、件数的には結構多いんですが、改正の趣旨については新中学校開校という部分が多くあるということでございます。

あと、それぞれ委員の皆さん、確認していただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。もし、この場で質疑、もしあれば受けておきたいと思うんですけれども。特段よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、以上のような形で進めさせていただきたいと思います。

日程 第 1 3 補助執行の協議について

○教育長（大友義孝） では次に、日程第 1 3 補助執行の協議についてを議題といたします。
では説明を、鎌田係長、お願いいたします。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 補助執行の協議についてご説明申し上げます。
これは、先ほど日程第 1 2 の 4 月に施行する規則等についても関連してくる部分になっております。

令和 7 年 2 月 1 7 日付、美総第 1 0 2 8 号で、美里町長から地方自治法第 1 0 8 条の 2 の規定により、現在教育委員会教育総務課学校教育環境整備室長に補助執行させている新中学校整備に関する事務について、令和 6 年度で新中学校の建設が完了することから、補助執行は廃止したい旨の通知がございました。

このため、本日補助執行の廃止について協議をいただきたく、よろしくをお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。説明のとおりでありますので、このような形で業務終了という形を取りたいということです。ご承認いただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、承認をいただきました。回答さしあげなきゃないんですよね、異議ありませんという。（「そうですね」の声あり）じゃあ、手续お願いいたします。

日程 第 1 4 美里町学校運営協議会規則（案）について

日程 第 1 5 美里中学校学校運営協議会委員の選任について

○教育長（大友義孝） では次に移ります。日程第 1 4 美里町学校運営協議会規則（案）について及び日程第 1 5 美里中学校学校運営協議会委員の選任について、これ 2 つ関連がありま

すので、一括で協議をいただければと思いますが、よろしいですか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ一括で、まず説明を阿部先生、お願いしたいと思います。

○教育総務課社会教育係長（阿部毅） 委員の皆様、こんにちは。今年度から教育総務課の社会教育のほうを担当しております阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから議案第14号、第15号、続けて説明させていただきたいと思います。

私のほうは、今年度からコミュニティ・スクールの設置に向けた仕事をしてまいりました。皆さんも耳にされていると思いますけれども、コミュニティ・スクールの設置につきましては、文部科学省におきまして、コミュニティ・スクールをはじめ学校と地域との連携協働の仕組みを活用した取組の推進が掲げられておりまして、より地域住民の学校運営への参画が望まれていることから、社会教育担当で学校はじめ住民の方々へ広くアプローチさせていただいております。

このたび、美里中学校の開校に合わせて、美里中学校学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校を目指してまいります。

学校運営協議会の設置に当たりましては、教育委員会で規則を設定する必要がありますので、今回規則案をご提示いたしました。

この作成につきましては、文部科学省総合教育政策局で示しているコミュニティ・スクールのつくり方にある基本的な設定事項を基に作成しています。ただ本町の場合、この規則は第3条の2にありますように美里中学校を対象にしたものということでまずは設定させていただきます。また、第8条にありますように、委員の人数につきましては、学区が美里町全域ということですから、少し多く見積もって20人以内ということにしているところが特徴でございます。

本日、委員の皆様にご確認いただきまして、必要に応じて修正して、3月の定例会で最終審議をしていただきますようお願いしたいと思います。

以上が、議案第14号の説明でございます。

続きまして、15号の説明に入ります。

美里中学校学校運営協議会委員の選任についてですが、示しました資料の1、2につきましてはご確認いただいていると思いますので、3の委員選任に当たっての基本的な考え方からご説明をいたします。

今後望まれる学校運営協議会は、学校課題や地域課題を構成メンバーが主体的に考え、その解決に向けて、熟議と言いますけれども、創造的な対話を行っていただき、学校への支援や地域への働きかけを行える組織であってほしいと考えております。これまでの学校評議員制度とはこの点が大きく違っているところです。これを踏まえまして、選任の基本的な考え方は、①から④、お読みになっていただければ分かると思いますが、このことを大切にしていきたいと思っています。

前提条件としまして、米印にありますように、メンバーには学校長、それから地域住民、それから地域コーディネーター等の構成が必須とされています。委員構成の割り振りにつきましては、①から③ですね、旧学区の均等性、それから多様な人材の確保、そして企業、団体、NPOとの連携という視点を設けており、それで表のような形でバランスを考えております。

現在のところ、小学校区割という形で表をつくっていますけれども、なかなか難しさがあるなど思っておりまして、現実的には旧中学校区割という形で均等性を図っていくようになるのかなと考えています。

人選につきましては、現在各小中学校で地域活動を積極的に行っている方や、今年度開催しました2回のコミュニティ・スクールの研修会と、それから4回の連続したワークショップへの参加者の方々などから候補を挙げていきたいと考えています。この場合、個人は必ずしも団体の長ということではなくて、あくまでこの制度の役割を理解していただける方が望ましいと考えます。また、町内の企業等の方からもご参加いただくようにして、多様な意見や支援体制を生み出せるように配慮したいと考えております。

次回定例会で具体的な委員名を挙げられるようにいたしますので、そこで最終審議していただき、新学期になりましたら新中学校の新校長、教育長と相談しながら、委員の委嘱、会議の立ち上げ日程を決定していきたいと思っております。

最後に、補足としまして、3の地域学校協働本部との関わりですけれども、コミュニティ・スクールが新しい中学校ということで、新たに地域学校協働活動を計画していく必要があります。美里中学校の場合、これを図のように学校運営協議会との一体的推進という体制を構築してまいりたいと思っております。その活動としまして、少しずつ支援者の輪を広げ、学校と地域が強く結びつく環境づくりを目指していきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今、説明がありましたが、こちら3月の定例会で確認していきたいということなんですが、今思い当たる不明な点、ご意見頂戴できれば

と思いますけれども。いかがでしょうか。

一つ、これ、今中学校なんだけれども、数年後に小学校、学校単位ですよね。複数でも構わないということもあったようですけれども、それがこれやってどんどんどんどん拡大していくということになれば、これも追記していくという考えで、いいんですよね。

○教育総務課社会教育係長（阿部毅） はい。新しく小学校さんが立ち上げたいというようなものがあつた場合は、新たにこの規則を改正するという形で増やしていくということで、徐々に町内に広めるというような形です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。何か、留守委員、いいですか。大丈夫ですか。岡委員さん、いいですか。佐々木委員も大森委員も、もしこの場で、ここはすごく、これから進んでなりそうなところがありますので。一般質問にも出ていますよね。いろいろと話題になっていくだろうと思います。

じゃあ、今日はこの辺でいいということで。次回、議案として上程してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、協議事項については以上で終了となります。

その他

○教育長（大友義孝） その他事項に移ります

まず、1つ目ですが、行事予定ですね。3月の行事予定は、お示ししたとおりの行事予定ということになっております。ご了承お願いいたします。

それから、2つ目の3月の教育委員会定例会の開催日なんですが、日程表にあるとおり27日木曜日、午後1時30分から定例会を予定しておりますが、ご都合の悪い委員さんいませんよね。これでいいですよ、予定で。じゃあ、予定で進めさせていただきたいと思います。

次に、事務局から、事務局長の説明ですかね。お願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、資料、カラーの物でございますけれども、前回の定例会のときにお話をしたのですが、経済産業局のほうの補助事業がございまして、事業者からの提案がありまして、今教育委員会で環境教育を推進しているということもございまして、これはエネルギーの部分なんですけれども、令和7年度の事業として今エントリーをしているところでございます。採択になれば補正予算で予算

を取得いたしまして実施してまいりたいと考えているところでございます。

それで今、小学校のほうでは環境教育で出前授業等々をさせていただいておりまして、新しい美里中学校では将来的に、E S Dの推進拠点校でございますユネスコスクールのほうに加盟をしてですね、環境教育等々について進めてまいりたいと考えているところでございまして、まずその入り口といたしましてこの取組をしてまいりたいというところでございます。

(仮称)美里町E S Dを入り口とした地域エネルギービジョン策定事業ということでございまして、美里中学校においては住民も学べる学校ということで、そういうコンセプトで進めていくということで、いろいろな仕掛けを考えているところでございますが、まずは子供たちに対して基本的なエネルギーに対する教育をしていくための学習プログラムをしっかりと来年度でつくって、持続的に進めてまいりたいと。そこに地域の住民、企業の方なんかも入っていただきながら進められるようなプログラムを構築していくというのがまず1つでございます。

2つ目が、教育施設に対して再生可能エネルギーを導入していくと。具体的に言いますと、太陽光パネルを設置をいたしましてということを考えておりまして、それをどのように、どう設置できるかという可能性の調査をまずさせていただきたいというようなところでございます。

先日の河北新報でも報道あったのですが、国で2050までのゼロカーボンに向けた取組というものが表明されまして、エネルギー基本計画ですかね、それで表明されておりまして、それに沿った形で我が町においても行動していくというようなところなんです。やはり、課題となっているのが火力発電の割合を減少させていくというような部分、あとは再生可能エネルギーを拡大していく部分と、ここが課題であるというようなところが出ているところでございます。太陽光パネルにつきましては、その後処理というんですかね、そういうことも懸念されているところではございますが、まずは来年度に各教育施設においてまだ設置していない、太陽光を設置していない施設への導入可能性調査をしてまいりたいと考えております。

あと、もう一つですね、今ソーラーシェアリングという取組がされておりまして、太陽光パネルをちょっと高いところに設置しまして、その下で農作物を作るというようなことで、そのパネルの大きさに応じて作れる作物がいろいろあるというようなところでございまして、それも町としては、そういう農業の部分でエネルギーと組み合わせた取組ができないかというようなところで、企画財政課のほうでもいろいろと今検討しているところなんです。教育委員会でも、田んぼの中にある学校でございまして、そういう農業等を組み合わせた学習、そういうものもやっていければなというところがございまして、これもソーラーシェアリングの実証実験をどのような形でやれるか、取り組めるかというようなところで、これも導入可能性調査

をしてまいりたいと考えているところでございます。

大きく言うと、エネルギーの教育、あとは太陽光の導入、あとはそういうソーラーシェアリングの実証実験の可能性調査ということで、この3つをやっていくというようなところで考えているところでございます。

これの採択につきましては、3月の中旬ぐらいにその結果が出るのではないかとということでございますので、採択された場合は、もう少し詳しい内容をお配りさせていただきたいなと、ご周知させていただきたいなと考えているところでございます。

現時点ではこのような状況でございますので、今後の結果次第でその展開が変わってくるといってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。3月の中旬頃に何か分かってくるといってですね。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。採択につきましては、100%補助でございますので、町の持ち出しは基本的に、採択されればないということで、有効活用できればなというところでございます。

○教育長（大友義孝） 今、説明あったとおりでございます。ここで今、具体的なことを聞かれてもうなかなか回答できない部分もあるかな。恐らくね。ですから、次回ですね、詳細が明らかになったときに、いろいろご意見なりご質問頂戴したいと思いますので。よろしいですか、そういう形で。

ありがとうございます。ESDに取り組んでいるわけだから、そういったこと、これから展開していきたいと考えます。ありがとうございました。

では、もう1点ですね、これ、入学式と卒業式の出席者の関係です。

それで、まずこちらの表ですね。これ、コロナに突入してから、入学式、卒業式はメッセージ方式で来たんですね。それを、いろいろと各教育委員会に聞いてみたところ、やはりせっかく規模縮小して式を短時間で済ませるような工夫をしてきたので延ばすつもりはないんだというお話を頂戴したところで、それを参考にしながら、さてうちのほうはどうしようかなということちょっと考えてみたんですが。一つは、幼少中に分けてございますけれども、中学校のにつきましては義務教育が終了するということと、それから今回の中学校の卒業式はそれぞれの学校の最後の卒業式ということもありますので、教育委員会の、これから誰に出席していただくかお願い申し上げますが、行った方は登壇してそして祝辞を述べるという形を取りたいと

いうことです。

それから、小学校につきましては、設置者である町長と教育委員会両方から出席していますので、そのどちらか、つまり町長部局でやれば教育委員会まで登壇する必要はないだろうと。ただ、その代わりメッセージを差し上げるということにしたいということです。

幼稚園もほぼ同じなんですけれども、ただ幼稚園のほうは子供たち小さいものですから、小学校と違うのは町長以外の代理者、副町長とか総務課長が出席したときに登壇して祝辞を述べるという飽きが来るんだと思うんです、これまで見ているとですね。ですから、町長が出席したところだけ祝辞を述べていただく。それ以外は、教育委員会と同じようにメッセージ方式に変えましょうということで、総務課の秘書室のほうにはこういう形をお願いしたところでございます。

そういう形でよろしいですね。何ぼしても登壇してやりたいというんであればまた別ですけども。このような形でさせていただきたいと思います。

それで、差し当たって卒業式、それから幼稚園の修了式なんですけど、一番最初に来るのが中学校の卒業式です。3月6日、勝手に案を入れ込んでみました。いろいろと順番を決めてやってきたわけなんですけど、やっぱり町長がどこに行くのかというのがなかなか見えなくて、どうも最初組んだやつは、町長行くときに意外と私が行くような形になってしまって、ちょっとこれ外したいなということがあってですね。小牛田中学校は岡委員に行っていただきたい、不動堂中は私が行く、南郷中は佐々木忠夫委員に行っていただくような形でどうかなと考えました。小学校のほうについては、それぞれこういう形です。幼稚園のほうについてもこういう形で考えました。

あと、入学式についても一応このような形で行こうかなと思うんですが、入学式の関係については3月の教育委員会定例会もありますから、そのときにもう一回話し合ってもいいだろうなど。一つの案としてお示しをさせていただきました。

今回、ご理解いただきたいのは卒業式の分です。これで、日程がこの日都合悪いというところは入替えしなくちゃいけないと思いますので、どうですか、それぞれ委員さん方、見ていただいて。大森委員、いいですか。（「大丈夫です」の声あり）、佐々木委員は大丈夫ですか（「大丈夫」の声あり）留守委員は、（「はい」の声あり）、岡委員は大丈夫ですか（「はい」の声あり）よかった。局長、どうですか。（「大丈夫です」の声あり）小学校6つあるので、局長に出てもらわないと室長にも相談しなきゃならないけれども。その辺、相談してください、3人で。

ということで、じゃあお願いしたいと思います。

その中で、先ほど出ました美里中学校の入学式は１１日なんですね。それで、開校式が１０日とさっき言いましたね。２日連続なんですよ、委員さんたち。そういったこともありますから、一応、その日程があるということ、おさえておいていただければと思います。

じゃあ、祝辞は安心しました。

以上が本日予定しました議事日程でございました。そのほか、委員の皆さんから何かございますか、ご意見等。特段よろしいですか。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和７年２月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後３時４０分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年3月27日

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____